

宜 議 第 1 6 2 号
令 和 2 年 8 月 2 5 日

議 長
上 地 安 之 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会
委 員 長 宮 城 克

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て (報 告)

第 4 2 8 回 宜 野 湾 市 議 会 定 例 会 に お い て、本 委 員 会 に 付 託 さ れ た 案 件 の 審 査 を 終 了 い た し
ま し た の で、各 案 件 の 報 告 書 及 び 会 議 録 の 写 し を 添 え て、委 員 会 条 例 第 2 9 条 の 規 定 に よ り、
そ の 結 果 を 報 告 い た し ま す。

1. 委 員 会 活 動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 2 年 6 月 1 6 日	令 和 2 年 6 月 1 6 日	議 案 第 4 0 号、議 案 第 4 1 号、議 案 第 4 4 号、請 願 第 6 号、陳 情 第 3 1 号、陳 情 第 9 号、陳 情 第 1 5 号
令 和 2 年 6 月 1 7 日	令 和 2 年 6 月 1 7 日	議 案 第 4 0 号、議 案 第 4 1 号、議 案 第 4 4 号、請 願 第 6 号、陳 情 第 9 号、陳 情 第 1 5 号、陳 情 第 3 1 号
会 議 日 数 2 日 間		

2. 会議事項

議案番	案号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第40号		令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)	令和2年 6月15日	令和2年 6月17日	原案決 可
議案第41号		令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)	令和2年 6月15日	令和2年 6月17日	原案決 可
議案第44号		宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について	令和2年 6月15日	令和2年 6月17日	原案決 可
請願第6号		宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願	令和元年 12月6日	—	継続 審査
陳情第9号		比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情	平成30年 12月6日	—	継続 審査
陳情第15号		公契約条例の制定を求める陳情	令和元年 6月10日	—	継続 審査
陳情第31号		公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情	令和2年 3月3日	—	継続 審査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和2年6月16日（火） 1日目

午前10時04分 開会
午後 2時45分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	真喜志 晃一

○欠席委員（0名）

○説明員（7名）

上下水道局長次	新垣 勉
水道施設課長	高宮城 淳
建設部参事	嶺井 辰也
建築課指導担当技査	安里 義弘

総務企画課長	玉元 智
下水道施設課長	城間 勝也
建築課指導係長	當山 綾

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	屋良ニライ
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第40号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第41号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)
- (3) 議案第44号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (4) 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- (5) 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情
- (6) 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (7) 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

第428回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和2年6月16日（火）第1日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時04分）

【議題】

議案第40号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時04分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時04分）

○宮城克 委員長 議案第40号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第41号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上2件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。議案第40号、議案第41号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
では、本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時06分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時17分）

○宮城克 委員長 委員の皆様、質疑があれば挙手にてお願いいたします。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 議案第40号です。包括業務委託に関する議案というような感じだと思うのですが、これ前に説明会の中でいただいた資料で、いわゆる別途出ていたけれども、今回この包括業務委託することによって大きなメリットがある。デメリットよりもはるかに大きなメリットがあるということで、そのような、来年4月から進めていきたいということなので、この資料の中にあるのですけれども、一体どのぐらいのメリットがあるのかというのがちょっとよく分からないのです。債務負担行為で16億1,289万円、下水道事業ではこれ半分ぐらいでしたか。この議案書の債務負担行為に関する調書で16億1,289万円、その積算根拠みたいなの、この議案書の中には織り込むことはできないのかもしれませんが、もう少し詳しく、このように積算したらこのような金額になりますよというような根拠がちょっとこの議案書だけでは

理解できないものですから、もし示せる資料があるのであれば、お願いをいたしたいと思いますが、いかがですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この債務負担行為の額につきましては、この業務委託を発注する規模等を勘案して、今年度の予算ベースを基に算出しております。

資料につきましては、ちょっと予算の内訳としてはないものですから、資料として提供できるものは持ち合わせてはいいのですが、基本的には、今年度の人件費、あと委託料、個別でやっている委託料とか、そういったのをある程度勘案して債務負担行為の積算をしています。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 そうすると、今年度のこの予算が幾つかあるはずなのだけれども、それを足したらこれだけになるというような理解でいいのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

先ほどおっしゃっていたメリットなのですけれども、一番大きいメリットとしては、やはり民間企業へ委託することによって、高度な技術、すぐれた知識、創意工夫によっていろいろと効率的で効果的な事業運営が図られるのではないかなということ、あとこちらの資料のほうにも書いてあるのですけれども、人員削減がある程度見込まれる。これは、市としてのメリットという形になるのですけれども、そういったことも図られると、あとノウハウを生かした市民サービスの向上、そういったのも図られてくるのではないかなというふうに考えております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 民間のノウハウということもよく聞くのですけれども、私たち水道事業ですずっとやっていますよね。その役所の水道局の中でノウハウというのは蓄積をされているのではないかなという私たちの思いはあるのですけれども、民間のノウハウというのは、それをはるかに高い、卓越した能力を持っているものか、その辺違うものなのか、やり方とかその技術だとか、アウトソーシングすることによって、それで民間企業が伸びていくということで、これはかなり結構なことでありますが、ある意味、現在のやり方を否定したような、この民間のノウハウを入れましょうということだけで、そういうふうなことではないと思うのですが、さっき言った効率的な運営というのはとても大切なことですし、そうなれば市民の理解を得ながら推進していくのはごもっともな話だと思うのですが、そのノウハウの蓄積というところ、ちょっと引っかけるところがありまして、役所も十分高い能力をお持ちではないのかなと、自分たちを否定するというか、否定はしていないはずだけれども、そのように聞こえるというところもあるものですから、そこがちょっと気になるのですけれども、いかがですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 民間業者というのは、やっぱり最新技術を導入して、よりよいサービスを提供しているところがあるのです。上下水道局もこれまである程度やってきてはいるのですけれども、この機械等最新技術かということ、そこまではやっぱり導入はされていない。キャッシュレスとか民間だとそういったこともできるノウハウを持っている、そういったことによって収納率も上がってくるという考えもありますので、そこがやっぱり大きな違いだろうというふうに考えています。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今、民間の最新のということだけれども、これは将来においてスマートメーターを導入することとか電子機器、そういった活用ができるような環境を整えるということも将来の計画によって、それは視野というか、当然考えていることなのかということですが、それはいいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 やはりそれを導入するということになると、かなりの費用負担が出てくるというところがあります。今回、公募型のプロポーザルでやるのですけれども、その中で、提案の中にこういった機器導入についても提案されることが期待されるのです。そこは、民間の技術と費用も負担していただくというところもメリットにありますので、市がやるとなるとそれなりの費用がかかるということになりますので、それよりは包括的に委託して、このノウハウを生かしてもらう。将来的には、市内の業者にもこれが蓄積されればいいのかというふうに考えております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 まず料金は、今後、このSPCに委託するわけですが、それによっていわゆる水道料金は上がるとか、そういった懸念というのは特にないということですか。

まず、この水道料金の金額を決めるのは、この委託会社ということでもいいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 今回の包括業務委託につきましては、窓口等料金等の徴収業務とか、あと維持管理業務等を含んでいるのですけれども、料金等については条例で定めるものなので、直接上下水道局が設定していくものです。今回包括委託したからといって料金ははね上がるということはありません。業者さんがこの料金を改正するということではできませんので、これはあくまでも条例で定めているところです。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 資料の4ページにある委託契約のところに料金等関連業務とあるのですが、これはいわゆる集金ということと書いていいのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この料金の関連業務につきましては、徴収とかあと窓口とか滞納整理とか、そういったことの関連業務になります。料金の上げ下げの話ではないです。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 次に、再委託に関してなのですが、デメリットのところでも再委託時の低価格発注というふうに書かれているのですが、再委託できる業務というのは、これとこれというふうに決まっているのでしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 再委託する場合、施設の維持管理、下水道と水道、両施設の維持管理については、これまでも個別に委託している業務です。それについては、窓口はできるかもしれないのですけれども、そういった施設の管理までできない可能性もあります。それについては再委託できるというふうに考えておりますので、そこは原則市内業者を使っていただくようにということと考えております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 それでは、その再委託できる部分、この全員協議会のときに頂いた資料で言うと、ど

れに当たりますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 一番右端の上から4番目の管路維持管理業務とか、あと施設の管理業務、あと台帳システム管理とか水質検査、こういった施設の管理に関する業務は、再委託になるのか、そこができるのであればそこを、SPCは何社かが一緒になってやる可能性もありますので、そこができるのであれば、そこはその業者がやるという形になります。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 では、いわゆる再委託できる業務というのは、今言っていたこの4つとっていいのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 このSPC会社にもし共同で入った場合、できるところとできないところがあると思います。必ずしもこの4つとは限らないと思います。幾つかできる会社とSPCをやれば、再委託はしなくてもSPC会社の中でできる可能性ありますので、そこは必ずしもこの4つだけということではないです。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 この包括業務委託と書かれているもの、20項目ぐらいあると思うのですが、この中のものは、その組んだSPCによってできるもの、できないものがあると思うので、この包括業務委託の中のものに関しては、どの項目でも一応再委託はできるということに捉えていいのですか。それとも、この包括業務委託の中で、こことここについて再委託は認めませんと、それ以外は大丈夫ですというふうな形なのでしょうか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。この資料に基づいて御説明します。今、上のほうに、12項目の業務委託については、左側のほうで個別と書かれている業務になりますので、今個別で業務委託しているものに関しては、再委託ができる、してもいいですよということで考えております。

ただ、この下の部分というのは、これまで職員が担っている部分ですので、基本的に職員が担っている部分に関しては、再委託は禁止ですよということで考えております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ありがとうございます。最後、先ほど委託することによって収納率も上がるのではないかとことだったのですが、今現在の収納率って何%になるのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 現年度分ということで、令和元年度として水道料金が90.6%です。下水道料金として90.45%がありますけれども、これを上回るようにということで、水準書のほうには載せておりますので、これ以上になると思います。

(「90.6ですか」という者あり)

○上下水道局次長 はい。すみません。過年度分は99%あるのですけれども、令和元年度分は少し残っているところですよ。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 90%で残り10%ですか、ここが収納できていない理由というのは何か、それというの

は分かっていたりするのですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。収納できていない部分に関しては、決算審査でも多分出てくると思うのですが、どうしても滞納したりして市内からいなくなったりとか、追えなくなってしまうというのがちょっとあつたりしますので、どうしてもやっぱり収納率が落ちてしまうという状況でございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんか。宮城司委員。

○宮城司 委員 この業務委託というのは、今までも多分水道工務とか下水道工務とかやっていると思うのですが、今回包括することによって、要するにSPC会社をつくっていくわけですね。そうしたら、今まで市内業者が全部やっていたのが、逆に外に流れるのではないかとちょっとイメージがあるのですが、どんな会社がターゲットというか、予想されるのですか。募集に来る会社というのは。例えば市外から、または県外の大手が来てとか、そんなのがあるのですか。どういうふうにイメージしているのですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。どうしても市内では窓口とか料金とか、そういう収納をする業者さんがいらっしやらないというのが現実でございます。どうしても土木であつたり電気工事とかそういった業者は多いのですが、料金に係るところはもう皆無になっていますので、多分本土であつたり県内のちょっと大きい会社がある可能性はあると思います。ただ、どこが手を挙げるかはちょっと今のところは分からない状況でございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 この料金に関して言えば、今のやり方で何か問題あるのかなと、例えば料金というのはほとんど銀行であつたりコンビニであつたり、そういうところでパーセント的には多いのではないかなと思います。今までのやり方を、わざわざどこから来る会社にさせるという、メリットにも書いてあるのだけれども、どうなのかなと思つたりしているのですが。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これまでもコンビニや、そういったところで徴収はできている。先ほども説明したと思うのですが、やっぱりキャッシュレスというのも今後は大きく影響すると思っています。

この蓄積したノウハウというのがあって、滞納整理とかこういったのに関しても、やはり民間業者のほうで、いろいろと経験値もあるものですから、その収納率も向上するものということを考えておりますので、現年度分だけではなく、過年度分の滞納整理に関しても、今後、これを上げていかなければならないので、そこも民間のノウハウを生かしていきたいというふうに考えています。これまで以上のものを入れれば、収納率も上がるというふうに考えております。今回の包括の中で、それは今後やっていく必要があると考えております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 キャッシュレスとかそういうのは、やっぱり民間のほうが進んでいて、役所がちょっと遅れている感じがするのですが。もう一つだけ、包括業務委託スケジュール、2ページにあります。令和2年6月議会が終わって、7月1日から募集、説明書等の公表ということになります。これは、単純に見て3分の1ぐらいだから10日間ぐらいの公表、募集なのかなと、募集公告して、10日間でいいのかなとち

よっと単純な疑問なのですが、いかがか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 この辺でこういうことをやりますよという意味の印になりますので、この期間公表ではないです。適格検査というのが8月の末にありますので、それまでに募集をかけて選定をやらせていただくということで今考えております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 10日間ということではないのですね。

○宮城克 委員長 委員の皆様せつかくですので、これは議案第40号、議案第41号両方、上下水の意味なので。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 包括委託する期間が令和3年4月から令和8年3月の5年間ですか。やっぱりそのぐらいいないと引き合うか分からないのですが、妥当な期間なのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 今回、包括業務の契約要件として、この資料にもありますように、SPCの設立や、あとそれなりの初期投資等の費用もあることから、やはり5年程度の委託期間は必要だろうというふうに考えておりますので、今回5年の契約期間を考えております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 5年が妥当となったとき、長くなればなるほど、安くなるのかなと我々は思うのだけでも。さっき言った5年が妥当ということですが、10年だったらどういうふうになるのか、その辺ちょっと伺いたい。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 5年という基本的なものはないのですけれども、ただやっぱり社会情勢の変化もありますし、10年というスパンでやると、新しい何か技術ができたときに、それを生かせなくなる可能性もあります。必ずしも10年やったから安くなるというわけではなく、新しい技術も取り入れながらやらないといけないというのがありますので、それは5年後をめどに見て、また選定する際に、その業者がさらに受託できれば安くなる可能性もありますので、そこはやはり5年程度がいいのかなというふうに思います。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 分かりました。3ページ目、デメリットとありますね。直接受注機会の減少とか再委託時の低価格による発注、もうちょっと具体的に説明を、できる範囲内でいいですのでお願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 デメリットの内容ですけれども、これまで上下水道局が直接、市内業者に発注している。市内業者ができないところは市外にやっているのですけれども、ある程度担保は取れていたところはあります。上下水道局がやることによって、市内業者を優先しているというところがあったが、このSPC会社が包括することによって、市内業者が入ってこれられない可能性もあるというふうに考えて、デメリットというふうにしているのですけれども、ただこのSPC会社設立する条件として、市内業者1社以上を入れることとか、あと再委託するときも原則市内業者というように条件づけておりますので、そこはカバーできていくのかなというふうに考えております。

また、この包括業務委託に参加することによって、市内業者の底上げも将来的には期待できるのかなと、

そういったこともありますので、今デメリットだけ出ているのですが、必ずしもデメリットというふうには考えず、将来的には底上げにもなるのではないかなというふうに考えております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 2番の再委託時の低価格による発注についてお願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 失礼しました。今まではある程度上下水道局が算定した額で発注しておりますので、基本的な額は抑えられるというふうを考えています。これを包括することによって、この業者が価格を下げて発注する可能性があるのではないかと懸念材料はあるのですが、それについては上下水道局と適正な額を協議して額を設定しますので、そこもカバーできるというふうには考えております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 低価格で発注した場合は、安くなるので、結局いいのかなと私は今思うのだけれども、逆にその辺はないですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 再委託をする場合に適正価格というのがあります。それを業者さんが押さえ込んでという事は、受ける側としても厳しいものがあるはずですので、そこは防がないといけないというふうを考えております。必ずしも安いからいいということではなく、受ける側、これが市内業者であればさらに、低価格だと市内業者が困ると思いますので、そこはないようにちゃんと調整協議をやっていって、適正価格で出せるようにしていきたいと思います。

○宮城克 委員長 ほかに。米須清正委員。

○米須清正 委員 資料の2ページ、先ほどの包括業務委託のスケジュールってありますよね。このところの事業者選定委員会、これは何名でどのような人を予定しているのか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 委員のメンバーとしましては6名を考えております。その構成としましては、法律の専門家と財務の専門家、水道事業、下水道事業に精通している者、あと有識者を含めそれぞれ1名ずつと、また利用者代表として自治会会長も今考えておりますので、計6名を考えております。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 6名ですね。この資料の5ページのほうですけれども、包括委託する業務、料金とか、そういった下水道工務関連業務、水道工務関連業務、それだけ委託をするのですが、実際この業務が委託になると、その上下水道局の仕事の量なんかはどのように変わるのか。どのように仕事をやっていくのか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 こういった工務関連のものを包括委託するのですが、これ以外の経営権に係る業務とか、財産取得に関する業務、上下水道施設の整備工事、上下水道の工事とか、そこが今後も上下水道局の職員がやっていく業務となる。またこの包括業務委託した後、その業務が本当にスムーズに行っているのか、そういったモニタリングを職員が担うこととなります。そういった業務が残ってきます。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 委託することによって人員削減とかそういった行財政改革の推進というふうになっているのですが、これは実際どのように変わってくるのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 今回の包括業務委託によって、人員削減としては、職員が6名、今まで臨時職員と言っていたのですけれども、会計年度任用職員が11名程度、合わせて17名、職員の削減が図られるのではないかとこのように考えています。削減額としましては、1年で2,000万円程度、コスト削減できるのではないかとこのように考えております。1年で2,000万円ですので、5年間で1億円程度を見込んでおります。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 1点ですね、5ページの料金等関連業務の2番の検針業務というのがあります。これ昔聞いた話では、個人で何か委託して調べているようなことを聞いたことがあります、これは検針というのは1軒1軒回ってそういうふうな検針するというのでいいのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この検針については1個1個、検針しているのですけれども、これも一応個別に発注、今業務委託をしている内容でございます。上下水道局員がやっているものではなく、発注してやっている、委託してやっているものでございます。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 SPC会社へ代わった場合、この検針する人たちの継続した雇用というものはできないということですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 先ほど個別委託していたという話なのですけれども、以前は確かにそうだったらしいです。僕らが来たときにはもう個別委託というのはなくなって、今は会社に業務委託しています。我々が直接雇用しているということではなくて、個人に委託しているということではないので、SPCがどうのこうのということではない。SPCがもし再委託するのであれば、その会社の職員という形になります。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の話、前にそういうふうなことを聞いたものだから、今もそういうふうなシステムでやっているのかなということで、一応質問しました。理解しました。以上です。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 まず、SPCに関してなののですけれども、いわゆる何社か組んでやると思うのですが、先ほどその窓口業務の料金収納のところに関しては、市内では会社が少ないので、多分市外が入るだろうと見込んでいると思うのですが、通常、例えばJVとかだと、その目的会社の代表というのは、多分3社だったり2社のうちのどこかがなると思うのですけれども、この代表というのは市内の業者と決めているのですか、それとも特にそういうのは決めずにやっているのですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 SPCの代表に関しては、特に定めてはおりません。市内であろうが市外であろうが、内部で話してくださいということで、特に定めはございません。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 分かりました。そうしたらもう一点、再委託の可能業務、先ほど伺ったのですが、これが原則市内業者というふうになっていると思うのですけれども、いわゆる市のほうから個別で委託している業務について、今現在は市内業者がほとんどですか。それとも中には市内業者では対応できず、市外に発

注しているものもありますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 まず、これまでの実績で水道事業は個別で11件契約している中で、市内が9件、市外発注が2件、下水道事業においては11件の契約中、市内業者が6件、市外が5件の状況でございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 これは、市内に業者がなくて市外に発注しているのですか。それとも市内の業者よりもいろいろサービスがいいとか単価がいいとか、そういう部分で市外に発注しているのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 基本的には市内優先をやっています。市外というのは、やっぱり市内業者ができない部分は、市外のほうにどうしても発注せざるを得ない状況です。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 個別で委託している中で、今現在、市内業者で対応できないものが既にあるという認識でよろしいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 では、この原則市内業者と書かれているのは、いわゆる今現在、市内で対応できないものに関しては市外業者でも認めますということ、今現在、市内でできるものに関しては、このSPCから再委託する場合にも、市内業者にするというふうに思って、そういう認識で合っていますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 このSPC会社が、参入する会社ができる部分はやっていただく。ただどうしても市外でしかできない部分はそういうふうにやらなくてはいけないというふうになりますので、原則は市内、市内でできるところは市内にやっていただくというふうに考えています。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 1個懸念されるのが、市内業者でできるものがあるが、このSPCに入っていない会社があった場合に、このSPCが市外に発注するということはないと聞いていいのですか。SPCには入っていないけれども、市内でできる業者があるにもかかわらず、このSPCが市外に発注をするということはないと聞いていいのですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。基本的に市内でできる業務委託はもちろん市内でやっていただくと、再委託に関しては、上下水道局の、要は事業管理者に届けなければいけませんので、その際に調整していきます。もし市内であるのであれば、この業務は市内でできますよねということで上下水道局のほうで確認をしていくということの作業が出てきます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 それは、強制力があると思っいいのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 再委託する場合は、申請、届出する形になりますので、ただそこで協議して、その内容

によって決まってくるものだと思います。強い強制力ということではないのですけれども、原則は市内業者をやってくださいということになりますので、強制力があるかと言えば、そこまでは、この内容次第になってくると思います。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 もし市内に可能な業者があるが、市外に発注を再委託しようとする場合は、確認が必要なのですね、上下水道局に対して。そのときにそれを認める認めないという権限が上下水道局にはあるというふうに認識してよろしいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 その内容を精査して、それでそこは厳しいよということであれば、それは上下水道局のほうで判断していきます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 まとめて業務委託をするということですが、今いる職員の皆さんの処遇というのはどのようになるのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 先ほども説明をしたのですが、6名の削減を今考えております。この6名については市長部局に異動するような形になります。会計年度任用職員については、このSPC会社に、本人の希望があれば再雇用というふうな解釈で、そこまでやっていただくような形で考えております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 この6名の皆様方というのは、いわゆる正職員という考え方でいいのでしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これまで何回かそのような形でいますよね、役所業務全体の中で。この上下水道局となると、ある程度の専門性を有している職員も多分いらっしゃるのではないかなと、その専門性を何らかの形で生かせるような、ほかの部署といっても、例えば建設関連に結構詳しい方がいらっしゃる、それは考慮して、適材適所というのは当然考えていらっしゃるかとは思いますが、来年4月のことなので、どなたがどこに行くかというのはまだ決まっていないと思うのですけれども、これまでの事例からして、大体このような人事が行われるのかなというようなことを伺いたい。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 職員としては6名削減、それが技術職なのか、一般行政職なのかというのは、今後の組織体制を見ながら考えていくことになると思うのですけれども、ただ先ほど説明したのですけれども、やっぱり水道局としても下水道事業と水道事業に関しての整備に係る事業は、そのまま、現状のままでやっていくものですから、技術職というのは必要になってくるということです。これからまた西普天間等大型事業も増えていますので、どうしてもそこは確保したいという思いはあります。ただ、市長部局との調整になってきますが、希望として技術職はどうしても必要というふうに考えております。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時55分）

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時14分)

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 1点だけ、4ページのこの業務委託事業のスキームイメージということなのですが、ちょっと間違っていたらごめんなさい。今までは、例えば水道工務とか下水道工務とかというのを先ほど言っていた指定業者というのがいて、入札でやっていたと理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 個別の委託に関しては、入札を基本にやっていました。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 業者が何件か、9件とか何件だとかあってやっていくわけですが、例えばこれは今後、この包括業務委託になった場合には、特別目的会社組むわけだから、例えば10社あった個別の事業者が何らかの形でAグループ、Bグループ、Cグループと分かれて入っていくわけですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 AグループとかBグループ、これは格付の話ですか。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 入札する場合、特別目的会社がJVのように、こっちの組んだグループが入札する、こっちに組んだグループが入札するというのができてくるわけではないか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 SPCをつくるまでには、このプロポーザルによって、最優秀提案事業者というのを選定して、その会社がSPCを設立するといったことになりますので、SPCが何社もあるということではないです。一番いい評価を受けた業者がSPC会社を設立することでありますので、SPC業者のAグループ、Bグループ、JVみたいな形ではないです。SPC会社はあくまでも1社です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 僕が今ちょっと懸念しているのは、例えばこの何社かあったこの水道事業者が3社はこっちと組んで、3社はこっちと組んで、入札に臨むと、そういうことではないということですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この選定委員会の前に何社かが分かれるということはありません。それはあると思います。代表者がいて、その構成員に市内の3社がいて、ほかの代表者のところに何社かいる、そういったことは選定委員会のときにはあると思います。SPCは、あくまでもこの選定で選ばれた1社が設立するものになります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 グループの中に、会社A社、B社、C社とある場合、例えば組合、管工事組合とかあるではないですか、それも1社として入ることができるわけですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 その管工事組合も1社というふうに考えております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 逆に言えば、特定のところだけ、水道工務会社だけが今後5年間仕事できて、特別会社

に入れなかった事業所は、今までみたいに入札したりできなくなってくると理解していいのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この包括業務委託の中で行う業務に関しては、SPC会社ができるところはやることになりしますので、そこがこの業者を選定するという事は考えにくいのかなというふうには思います。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この業務委託の債務負担行為なのですけれども、水道事業のものと下水道事業、それぞれ財源を聞かせてください。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 水道事業に関しては、水道料金になります。下水道事業に関しては、下水道使用料と法定内の一般会計繰入金というふうな内訳となります。以上です。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 事業としては水道事業、下水道事業合わせて包括業務委託をするけれども、会計としては水道会計と下水道会計別個になっているのではないですか。水道会計に関しては、令和2年度の事業会計の当初予算を見ても、企業債とかを発行していないので大丈夫なのですけれども、下水道事業会計は当初予算の中で企業債も発行しているところではあるのですけれども、この中でまた債務負担行為が令和2年度から令和7年度、6年間で8億2,000万円というものなのですけれども、これは下水道の収益と法定内の繰入れで間に合うのかどうかというのを伺いたい。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。下水道に関しては、今、企業債のお話ありましたけれども、企業債に関してはいわゆる4条予算、資本のほうです。つくるほうに充てていますので、今回の包括委託、これは3条予算と言われているところになるのですけれども、そこに関しては、下水道使用料の収益と一般会計繰入金のほうで賄えるということで計上しております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 最後に確認だけさせてください。では、この包括業務委託の債務負担行為というものは、3条、今おっしゃったように、収益的収入及び支出のほうに計上されていく金額ということでよろしいですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 又吉亮議員。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○宮城克 委員長 よろしいですか。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時20分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時22分)

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第40号、議案第41号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時23分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時28分)

【議題】

議案第44号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第44号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第44号については、議案の提案趣旨説明を省略することといたしたいと思いが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時29分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時31分)

○宮城克 委員長 では、本件に対する質疑を許します。

委員の皆様、挙手にてよろしくお願いたします。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今までの申請方法だと、多分2つの棟があった場合に、それぞれで申請しなければいけなかったと思うのですが、それがいわゆる条件が合えばまとめて一本で申請できるということで、手数料がその分安くなるという認識でよろしいのですか。

○宮城克 委員長 指導係長。

○指導係長 質問に対してのお答えなのですが、複数棟まとめて申請はできるのですが、換算の仕方は同じであります。手数料の換算は面積単位で、申請はまとめてできるのですが、金額は一緒になっています。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 そうしたら、手数料は一緒ということで、その手続が簡略化になるというメリットがあるということですか。

○宮城克 委員長 指導係長。

○指導係長 今回の改正内容につきましては、改正する前の段階では、棟ごとでの申請しかできないということであったのですが、省エネルギーを入れた設備をA棟、B棟、B棟にまでエネルギーを供給するといった場合、Aのほうだけの申請ですと、設備を入れた面積を緩和できるというのもA棟にしか使えなかったの

ですけれども、B棟、ちょっと言い方変ですけれども、まとめたらB棟にも管を持っていけると、大きい設備を入れると、それだけ大きな面積が必要なのですけれども、A棟だけの申請だと……すみません。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今、係長が説明したかったのは、1敷地の中に建物が1棟の場合、そこで省エネ設備が入ったとき、その省エネ設備が占める面積について緩和が受けられますよということで棟単位であるのですけれども、たまに1つの敷地の中にA棟、B棟があった場合、A棟とB棟の中でA棟にB棟の省エネ設備をつなげた場合は、両方同じように、AとBの面積を合算して緩和を受けられるということになりますよということです。

今回、今までは1棟単位だったものが敷地の中で何棟かこれからつながっていく、設備がつながっているというのであれば、そういった対応も可能になりますよということのものです。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今まで緩和されていなかった部分が緩和できるようになったということですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今まで、例えば敷地の中に複数棟あったときに、1棟ごとなので、この棟から隣の棟に省エネ設備のダクトとか何かがつながっていても、この建物だけで処理させる形態、ここの部分については面積があるのだけれども、緩和が受けられなかったものが、両方つながっているのであれば、緩和は受けられますよということです。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時36分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時36分)

○宮城克 委員長 委員の皆様、ほかに質疑ありませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 昨日の本会議場でもあったと思うのですけれども、非住宅部分について具体的にどういうものを指しているのだというのを御説明いただきたい。議案書の7ページの非住宅部分とありますよね。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 住宅というものについては、キッチンがあったり生活に必要な部分があるものは住宅ということなのですけれども、それ以外の事務所とかそういったほかの用途のものについては非住宅というふうに扱われると思います。その面積をここで図面を見ながらはじいて、その面積に対してはこの額という形にはなっています。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 説明を聞いて、詳細は分かるのですけれども、それが混合されているような、曖昧な、住宅として見るべきなのか、あるいは非住宅として。通常、用途とかいろいろ考えた場合に、申請は別として、皆様方の判断基準とか何かそういうものはあるのか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今、住宅と事務所とかが併用になるというものについては、そんなにこれ300平米を超える額のものはない、普通、併用建築物というのですけれども、それが大きな建築物というのはほぼないという、大体居住住宅であれば明確に壁とかドアとかで区切られているので、面積はきちっと分けられるというイメージ

ージです。しかし、マチヤグラーとかそういったお店については、今おっしゃるとおり、店舗の部分、また住宅の部分でちょっとあやふやな部分が出てくるかとは思いますが、その面積というのは、そんなに大きな建物というか、用途ではないので、そこはあまり想定していないものかなと考えております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。宮城司委員。

○宮城司 委員 今、これ基準は基本的に値上がり、改正案値上がりしているのですけれども、床面積で全部これは分けているのですか。ほかにも何か、例えばこの省エネというのは、何%省エネとか、50%とかあるではないですか。そこら辺の考え方というのは、それとは関係ないのですか。

○宮城克 委員長 指導係長。

○指導係長 今の質問なのですけれども、手数料に関しては、まず面積で区分けしております。省エネについては、国のほうで基準が定められていまして、それをクリアするかしないかだけで分けています。基準がありまして。何%とかいろいろ分けて、全体で基準を満たせば認定オーケーだ、オーケーではないというものでは決まっている基準がございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今この基準というのは、建築する際に、最初の手数料ということだと思っただけけれども、例えば住宅でオール電化にしたとか、そういうのもなってくるのか。例えば、省エネ申請しないとか、こんなのはあるのか。

○宮城克 委員長 指導係長。

○指導係長 説明資料の2枚目で、1ページの上段のほうで評価方法というのが3つありまして、この評価方法については、①、②で、1次エネルギー消費量、この基準となる設備等、これの消費量がまず基準となっているのと、あと外皮基準、壁のつくりとか、熱を吸収しやすいかしくないかとかそういう2つの基準、それぞれ国が決めた基準をクリアしているかどうかというもので定められているのですけれども、その設備については、空調、換気、照明、発電設備、給湯ですね。こういった絵の中にあるようなものの枠があります。これを全部設置するのであれば、それぞれの基準がクリアしているかというのが認定の基準になります。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第44号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時44分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時45分)

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時45分)

◆午後の会議◆

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時01分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

○宮城克 委員長 議事に入ります。請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時02分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時20分）

○宮城克 委員長 審査中の請願第6号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

○宮城克 委員長 次に、陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時22分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時40分）

○宮城克 委員長 審査中の陳情第31号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

○宮城克 委員長 次に、陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時42分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時43分）

○宮城克 委員長 審査中の陳情第9号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

○宮城克 委員長 次に、陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時43分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時43分）

○宮城克 委員長 審査中の陳情第15号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本日の会議はこの程度にとどめ、次回は6月17日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

（散会時刻 午後2時45分）

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和2年6月17日（水） 2日目

午前10時04分 開議

午前10時08分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	真喜志 晃一

○欠席委員（0名）

○参考人（0名）

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	屋良ニライ
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第44号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第40号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第41号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）
- (4) 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- (5) 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (6) 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情
- (7) 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

第428回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和2年6月17日（水）第2日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時04分）

【議題】

議案第44号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

○宮城克 委員長 まず、継続審査となっております議案第44号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第44号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第40号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第40号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第41号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上2件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本2件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第40号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

請願第 6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

陳情第 9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

陳情第 15号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第 31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願、陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情、陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、以上4件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本4件については今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前10時08分)